

令和3年2月24日

会員 各位

一般社団法人日本衛生検査所協会  
会長 久川 芳三  
(公印略)

## 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について

平素は当協会の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、医療従事者に対する先行接種が開始されております。

本件に関しては、昨年12月23日に開催された第19回新型コロナウイルス感染症対策分科会において、

①新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。以下同じ。）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）

②高齢者及び基礎疾患を有する者

を接種順位の上位に位置付けて接種すること、そして医療従事者等の範囲は基本的に、

①病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員

②薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員

③新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員

④自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

とされています。

当協会として厚生労働省に対して、衛生検査所の職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、PCR検査等の継続が困難となるため、衛生検査所の従業者も先行接種対象とするよう要望をいたしました。しかしながら現在のところ、厚生労働省から正式な回答を頂けていない状況です。

そのため当協会として情報収集し、医療機関側の対応により、ブランチラボ従業者や集配担当者を、ワクチンの先行接種対象として頂いた事例を確認いたしました。

つきましては、各会員衛生検査所におかれましても、必要に応じて、ブランチラボを設置している、または検査を受託している医療機関の院長先生に、要望をしてください。

何卒よろしくお願い申し上げます。

以上